

鳥取縣公報

昭和二十五年九月五日
 火曜日
 第二千四百四十号

本書ノ大キサハ規定規格A五判

告示

○鳥取縣告示第四百五十三号

肥料取締法の規定により次のものを肥料生産業者として登録した。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事 西尾愛治

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最少量(%)			住 所	氏 名
		窒素全量	磷酸全量	加里全量		
鳥取縣一四三	菜種油粕	四、五	二、〇	一、〇	西伯郡春日村一部三〇九	田中 義夫
一四四	同	五、三	二、〇	一、〇	同 大高村泉四六八	渡辺 岩男
一四五	同	五、二	二、二	一、三	米子市道笑町四丁目一	細木 義夫
一四六	同	五、二	二、二	一、三	西伯郡天津村阿賀五四五	景山 行
一四七	同	五、二	二、二	一、三	同 尙徳村青木五五〇	谷本 尙
一四八	同	四、五	二、〇	一、〇	同 上道村一六七	三翼ヘント工業株式会社 角行孝
一四九	同	四、五	二、〇	一、〇	同 大和村中間三六九	竹本 良雄

00200

一五〇	同	五、三	二、三	一、三	同	高麗村稻光五八	水野 範子
一五一	同	五、三	二、三	一、三	同	大幡村遠藤	仲田 松代
一五二	同	五、二	二、二	一、三	同	賀野村市山八八五	岡田 武幸
一五三	同	四、五	二、〇	一、〇	同	上道村七二九	松下 龍
一五四	同	五、三	二、三	一、三	同	淀江町淀江二二〇	陶山 義輝
一五五	同	五、二	二、二	一、三	同	光徳村西坪	岩本 博重
一五六	同	五、三	二、三	一、三	同	御來屋町一〇二三	後藤 豊彦
一五七	同	五、三	二、三	一、三	同	春日村古豊千八五四	中本 武雄
一五八	同	四、五	二、〇	一、〇	同	日吉津村日吉津九〇一	長谷川 香
一五九	同	四、五	二、〇	一、〇	同	富吉一〇三三	前田 進
一六〇	同	五、三	二、〇	一、〇	同	所子村国信三九九	森田万喜太郎
一六一	同	四、五	二、〇	一、〇	同	岩美郡浦富町浦富一九〇七ノ一	浦富町農業協同組合
一六二	同	五、三	二、三	一、三	同	氣高郡松保村布勢二七九	松保村同
一六三	同	五、一	二、〇	一、〇	同	西伯郡庄内村古布堂	金田 政雄
一六四	同	五、三	二、三	一、三	同	淀江町淀江	塚田朝太郎
一六五	同	五、三	二、三	一、三	同	淀江二九五ノ八	日本油脂化学研究所
一六六	同	五、三	二、〇	一、〇	同	春日村古豊千七六一	遠藤 竹一
一六七	同	五、三	二、〇	一、〇	同	彦名村二三七二	川端 廣義

00201

◇鳥取縣告示第四百五十四号

昭和六年九月鳥取縣告示第三百二十九号鳥取縣農業水利改良事業出張所設置規程を次のように改正し公布の日から施行する。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣農業水利改良事業出張所設置規程中改正規程

第二條中 名称、位置、管轄区域を次のように改める。

名 称 位 置 管 轄 区 域

鳥取縣農業水利改良事業
天神野出張所

鳥取縣東伯郡
南谷村大鳥居

東伯郡南谷村、上小鴨村、小鴨村、北谷村、山守村

米川用水改良事業出張所

米子市東町

米子市、弓浜部一四

大口堰用水改良事業出張所

鳥取市東町

岩美郡倉田村、面影村、米里村、鳥取市

大井手用水改良事業出張所

同

氣高郡大和村、美穂村、大正村、松保村、千代水村、湖山村

羽合用水改良事業出張所

東伯郡上井町

東伯郡上井町、上北條村、中北條村、花見村、橋津村、長瀬村、淺津村

中国化成株式会社

柏木 長壽

柏木 長壽

◇鳥取縣告示第四百五十五号

昭和二十五年夏季臨時種畜検査において、次のものに種畜証明書が交付されたので種畜法施行規則第九條により告示する。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事

西

尾

愛

治

種畜証明書番号	名	前種類	生年月日	血統	級別	飼養者	
						住所	氏名
昭二五鳥取 八八	壽	黒毛和種	二四、一、一	父朝日三 母やよひ一 予鳥三六五四	一級	日野郡福榮村	田辺 壽明
八九	壽	同	三、三	旭武 にちのう一 予鳥三三三九	三級	同 山上村	山浦 公式
九〇	正	同	四、二六	第二森田 とくおか一 予鳥三四二一	二級	同 江尾町	中川佐武郎
九一	生田常盤	同	二三、九、二〇	共榮七 うすき二 同 三三八七三	同	同 根雨町	松本 利一
九二	松見	同	二四、二、五	義行 よねすみ 同 一五六一七	同	同 西伯郡余子村	山本 憲
九三	武雄	同	四、一三	高木 とよさこ 予鳥一〇八六七	同	同 所子村	野口宗一郎
九四	若椿	同	一、一五	若王 わたり 同 四〇九二	同	同 名和村	野口 賢市

九五	鉄峰	同	五、一	善峰 いちみや 予鳥一三三五六	同	同 米子市	敷倉喜八郎
九六	武	同	四、一七	米光 やまびこ 予鳥六五五九	同	同	磯井 房榮
九七	平岡	同	四、二	榮光 うぶや 予鳥五六九五	同	同	内田 勇一
九八	羽衣	同	五、二	市川 第二ますを 同 七二四四	同	同 東伯郡浦安町	森下 金藏
九九	旭	同	四、二六	藤義 みわかね 予鳥三八九七	同	同 東郷村	飛村 常藏
一〇〇	門根	同	三、八	竹寛 にほんぎ 同 一八八四	同	同	山崎初五郎
一〇一	第二政	同	七、一二	第二旭山 みや 予鳥六四六四	同	同 三徳村	野見 邦一
一〇二	春風	同	三、二三	輝国 こうりき 予鳥六七八四	同	同 小鹿村	長江 公夫
一〇三	河本	同	八、一	花島 よねだ 予鳥九三三二	同	同 倉吉町	杉本千次郎
一〇四	壽	同	六、五	惣水 まつもと 予鳥二五三八	同	同 旭村	川北 庄一
一〇五	光	同	六、六	増田一 のだ 予鳥二六五五	同	同 小鹿村	布廣 恒吉
一〇六	西川	同	五、一	二瀬川 わたなべ 予鳥一三三〇四三	同	同 上北條村	吉田金次郎

00204

一〇七	亀秀	同	同	四、一九	勇亀	同	一八二四	同	八頭郡船岡村	有沢善四郎
一〇八	新丸	同	同	四、二二	福益	同	一三三六	同	用瀬町	福本 石藏
一〇九	参珠	同	同	五、一	熊丸	同	二二二七	同	同	福本 正一
一一〇	純菊	同	同	二、一五	福益	同	九六九七	同	同	田中 弁治
一一一	修風	同	同	三、一	盛春	同	二八五三	同	同	田中 弁治
一一二	克福	同	同	五、二〇	福益	同	一三三六	同	若櫻町	田村 新造
一一三	信明	同	同	五、二	中廣	同	五九〇三	同	津村	津村 繁治
					おうむらゆきはな	予鳥六三四六	同	同	丹比村	尾崎 幹夫

鳥取縣告示第四百五十六号

家畜商法第七條により次の者に対し、家畜商の免許を取消した。

昭和二十五年九月五日	鳥取縣知事	西 尾 愛 治
免許取消年月日	住所氏名	登録番号
昭和二十五年八月二十四日	鳥取縣東伯郡高城村船若二四八番地高間佐吉	昭和二十四年度第一四六号

鳥取縣告示第四百五十七号

昭和二十五年鳥取縣木材検査料納付手續規則第四條により証箋元亮捌人を次のように指定した。

昭和二十五年九月五日	鳥取縣知事	西 尾 愛 治
鳥取市東品治町一一七の四	鳥取縣森林組合連合會	鳥取縣森林組合連合會

00205

鳥取縣告示第四百五十八号

あん摩 はり、きゆう、柔道整復等營業法第十條の規定による臨検々査票を次のように交付並びに返納した。

昭和二十五年九月五日	鳥取縣知事	西 尾 愛 治
------------	-------	---------

番号	職名	氏名	交付別	年月日
----	----	----	-----	-----

第一号	鳥取縣事務吏員	坂田董九郎	交付	昭和二十五年八月十八日
第二号	同	筒井 勳	同	同
第三号	同	岡本 龍雄	同	同
第四号	同	倉垣 清一	同	同
第五号	同	高見 薫	同	同
第六号	同	岡村久太郎	同	同
第七号	同	吾郷 匡明	同	同
第八号	同	坂本 秀男	同	同
第九号	同	野田 武雄	同	同
第十号	同	岩崎 誠	同	同

鳥取縣告示第四百五十九号

次の投産場は昭和二十五年六月三十日限り廃止した。

昭和二十五年九月五日	鳥取縣知事	西 尾 愛 治
所在地	鳥取市吉方町二六八番地	鳥取縣立鳥取投産場

鳥取縣告示第四百六十号

建設業法第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十五年九月五日	鳥取縣知事	西 尾 愛 治
------------	-------	---------

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる營業所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録第一二四号	昭和二十四年十二月七日	富美弥産業株式会社	元鳥取市川外大工町五番地改同西町三三六番地	兒玉勢一

鳥取縣告示第四百六十一号

00206

昭和二十五年八月鳥取市において施行した昭和二十五年
度鳥取縣林業経営指導員資格審査合格者は次の通りであ
る。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣林業経営指導員資格審査合格者氏名

B級		
植田 勝寛	尾崎 増治	山崎 信吉
米原 哲雄	前田 正幸	手島 武治
木地谷義勝	壽村 正三	片岡 憲明
遠藤 豊	中野 虎藏	森本丈三郎
田村 博	平井 誠久	大橋 秀男
徳永 実重	三輪 晋	大熊 芳藏
長岡 章	長尾利記太	岡村 治重
磯田 義郎	小林 節雄	谷川 重正
渡辺 里盛	矢田 義行	柏原 政美
考田 光夫	西尾 武夫	福田 博愛
西田 一	坂本 恒男	大家 正治
白根 一雄	仲田 喜久	前田 重雄

C級			
稲田 淳一	植田 勝寛	井上 浩	森本丈三郎
片岡 憲明	大橋 秀男	尾崎 増治	
矢田 義行	高取 辰雄	野島 寛	
渡辺 里盛	三輪 晋	徳永 実重	
中野 虎藏	木地谷義勝	長岡 章	
手島 武治	西村 勳	荻谷 忠之	
長尾利記太	岡村 治重	谷川 重正	
田中 義人	保木本尙夫	山平 忠昭	
田中 兵一	尾崎 伍一	稲田 淳一	
平井 誠久	松井 梅治	白根 一雄	
西本 稔	柏原 政美	陶山 宥	
磯田 義郎	田中 道夫	松島 浩章	
廣川 洪	西尾 賢三	小林 節雄	
松下 重雄	坂本 恒男	井川 久義	
小林 義春	山村照之助	西田 一	
松島 吉之	山内 信哉	道下 幸夫	
考田 光夫	西尾 輝藏	西宮 光治	

00207

◇鳥取縣告示第四百六十二号

昭和二十五年国勢調査鳥取縣実施本部設置規程を次のよ
うに定める。

昭和二十五年九月五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年国勢調査鳥取縣実施本部設置規程

第一條 昭和二十五年国勢調査を円滑適正に実施するた
め昭和二十五年国勢調査鳥取縣実施本部（以下実施本
部という）を設置する。

第二條 実施本部は前條の目的を達するため調査の実施
に關する企画、指導及び調査結果の審査集計等の事務

を処理するものとする。

第三條 実施本部は総務部の内部機構としその本部を総
務部統計課内に置く。

第四條 実施本部に庶務、調査及び廣報の三班を置く。

庶務班は庶務、經理及び各班の綜合調整に關する事項、
調査班は調査の指導及び調査結果の審査集計に關する
事項、廣報班は調査趣旨の普及宣傳に關する事項を処
理するものとする。

第五條 実施本部に部長、副部长各一名及び部員若干名
を置く。

第六條 部長には総務部長を、副部长には統計課長を充
てる。

部員は關係職員の中から知事が任命する。

第七條 部長は実施本部の事務を総轄し、副部长は部長
を補佐し部長事故あるときはその職務を代理する。

部員は上司の命をうけて事務に従事する。

附 則

この規程は公布の日から施行し、昭和二十五年九月一日
から適用する。

00208

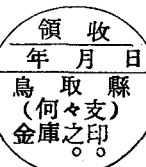
正 誤

鳥取縣會計規則等の正誤表(印の箇所訂正)

訂正頁数	訂正行数	訂正箇所
三	終りから三	解長及び地方事務所長
四	同 六	條六條
同	同 六	法令及び規則
五	同 八	号(以下單に第 号という)
一二	同 九	済組合鳥取縣支部長)
同	同 六	繰入のため
一四	同 六	支払通知、歳出金支払通知書
二〇	同 四	製造の既納部分
二三	同 六	資格証明書及び
二六	始めから一	入札執行後
三二	終りから六	物品出納員において物品返納簿
三	終りから三	解長並びに地方事務所長
四	同 六	條六條
同	同 六	法令及びこの規則
五	同 八	号(以下單に第 号という)
一二	同 九	済組合鳥取支部長)
同	同 六	繰入のため
一四	同 六	支払通知(第十六号)歳出金支払通知書
二〇	同 四	製造の既納部分
二三	同 六	資格証明書(第二十六号)及び
二六	始めから一	入札執行の後
三二	終りから六	物品出納員において、各條にあつては各自から物品返納簿

00209

三六	同 一	貸与簿に登載
四一	始めから二	。收支命令者に送付しなければ
同	同 五	額告知書(第十一号)及び納付書
四三	同 二	縣支部長)へ
四四	終りから四	書(第二十七号、第二十八号)
四八	始めから二	物品出納員及び各解長
四九	同 三	支払通知(第十七号、第十八号)
五五	同 九	認めるきは、
同	終りから六	縣出納員の答辯は
五六	始めから五	検査当については
五七	同 四	一重大な事項を認めたときは、
六四	同 二	農産物検査手数料收解証票
同	同 三	水産製品検査手数料証紙
六五	同 三	鳥取縣本 (何々支) 金庫之印
三六	同 一	貸与簿(第四十一号)に登載
四一	始めから二	。出納長又は縣出納員に送付しなければ
同	同 五	額告知書(第十一号)又は納付書
四三	同 二	支部長)へ
四四	終りから四	書(第二十七号)
四八	始めから二	物品出納員、縣出納員及び各解長
四九	同 三	支払通知(第十六号、第十七号)
五五	同 九	認るときは、
同	終りから六	2. 縣出納員の答辯は
五六	始めから五	検査に当つては
五七	同 四	一重大な事項を認めたときは
六四	同 二	農産物検査手数料收納証票
同	同 三	水産製品検査手数料証紙
六五	同 三	鳥取縣本 (何々支) 金庫



七〇 挿入

八五 様式中 予算残高

同 同 予算残高

八七 同 同 何課長

同 同 同 何課長

一四七 同 同 予算高

同 同 同 追加予算決定高

同 同 同 備品整理簿(物品出納員)

一四八 同 同 消耗品交付簿(物品出納員)

同 同 同 消耗品交付簿

一四九 同 同 備品整理簿

同 同 同 物品出納員、縣出納員

同 同 同 出納を命ぜられた吏員

第四十五号の二 共済組合掛金払込通知

書(縣金庫)

予算令達額

予算令達額

款の行に節を挿入する

款の行に節を挿入する

物品出納員

予算令達高

同

同

備品整理簿

消耗品交付簿

物品出納員、縣出納員

出納を命ぜられた吏員

様式第四十五号の二

(用紙縦百七十九ミリメートルのものを一枚接続)

共済組合掛金払込通知書

何年度	会	般(特別)	計	歳	出	(款)
金						
但し支払通知第 号 地方職員 共済組合掛金						
昭和 年 月 日 払込済						

鳥取縣 何々 金庫

但し支払通知第 号 地方職員 共済組合掛金

右払込済に付通知致します

昭和 年 月 日

鳥取縣 何々 金庫

出納長(縣出納員) 職氏名宛

共済組合掛金払込通知書